

相 談 事 例

ID：04-04-001

相談タイトル

駐車場の管理を委託している不動産業者について

Q：ご相談内容

賃貸駐車場の仲介、管理を依頼していた不動産業者から3年間駐車場使用料の入金が無い。
使用者は、管理業者に駐車場代を支払っているため、管理手数料を差し引いた金額が振り込まれるはずだが、振り込まれない状態が続いている。
不動産業者に支払うように交渉していたところ、業者（代表）が亡くなってしまった。使用者からの駐車場使用料は業者の個人名義（代表）の口座に振り込まれていたらしく、回収が難しい可能性有る。弁護士にも相談したが、回収手続き等できるが、一定の弁護士費用が発生するとのこと。他に方法は無いかあちこちに連絡・相談している。

A：回答

住まいの相談センターは管理業者を指導できる立場にはありません。
既に弁護士相談も受けられているようですので、回収に関する手続きについて、他の弁護士などにも法律相談を行ってみてはと思います。
相談センターでも無料の法律相談を実施しているので予約受付も出来ます。
また、不動産業者は群馬県宅地建物取引業協会に所属しているとの事ですので、協会の方で対応できる部分もあるかもしれないので、連絡して見て下さい。